

日時：平成 24 年 5 月 15 日（火）

14 時～

場所：ホテルオークラ札幌 フォンテーヌ

札幌駅・大通駅周辺地域
都市再生緊急整備協議会の設立について

次 第

- 1 出席者紹介・あいさつ

- 2 特定都市再生緊急整備地域の制度概要等について（資料Ⅰ－①）

- 3 都市再生緊急整備協議会の設立について
 - (1) 協議会規約（案）について（資料Ⅰ－②）
 - (2) 会長職務代理者の指名について
 - (3) 議長の選任について

《配布資料》

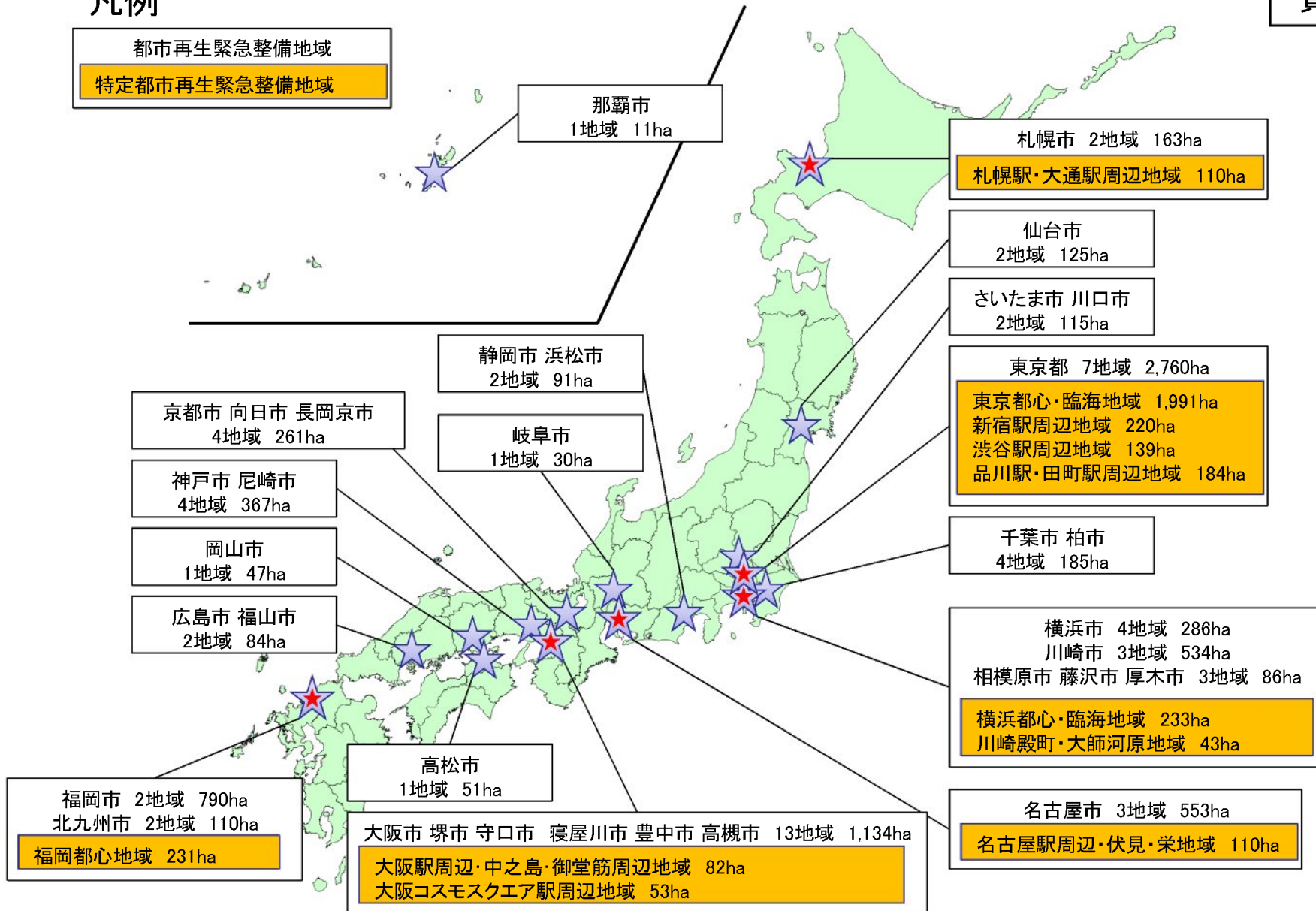
- ・次第（本書）
- ・座席表
- ・特定都市再生緊急整備地域の制度概要等（資料Ⅰ－①）
- ・協議会規約（案）、構成員名簿・会議構成員名簿（案）（資料Ⅰ－②）
- ・都市再生特別措置法（抄）（参考資料）

都市再生緊急整備地域 (63地域 7,783ha : うち特定都市再生緊急整備地域 11地域 3,396ha)

資料 I - ①

凡例

- 都市再生緊急整備地域
- 特定都市再生緊急整備地域



特定都市再生緊急整備地域における特別の措置

■特定都市再生緊急整備地域の指定（11地域）

- ・都市再生緊急整備地域（63地域）のうちから、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を政令で指定

■支援内容

①官民連携による整備計画

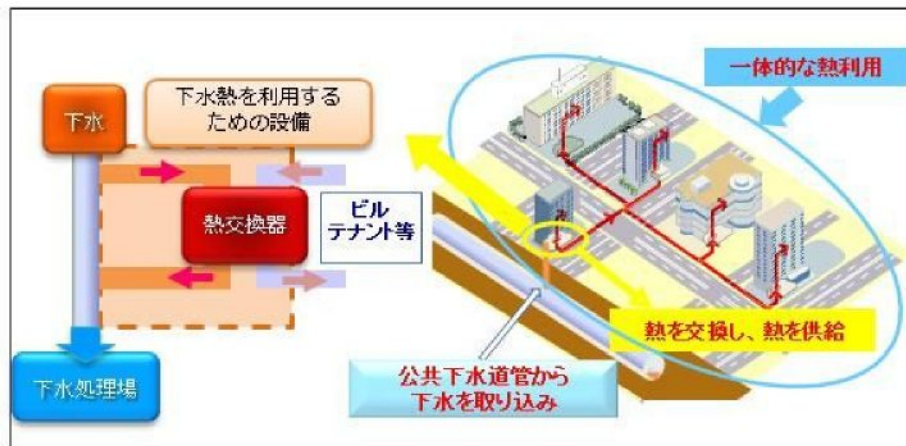
- ・国、地方公共団体、民間事業者の三者による協議会が作成
- ・事業の内容、実施主体、実施期間等を明記

○整備計画に基づく事業の推進

- 都市拠点インフラ（国際空港へのアクセス改善等）の整備に対する予算支援（平成24年度予算 69億円）
- 民間都市開発プロジェクトの許認可等の手続をワンストップ化
- 民間都市開発プロジェクトの実施に必要な都市計画決定の迅速化

○下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和

※下水は、年間を通じて平均的に5度程度大気との温度差がある。



②道路の上空利用のための規制緩和

- ・都市再生特別地区の都市計画に位置付ければ、道路の付替え、廃道をせずに、道路上空に建物を建てる事が可能



③民間都市開発プロジェクトの認定の迅速化

- ・大臣認定の処理期間を短縮（3ヶ月→45日）

④税制支援

- ・大臣認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトについて、税制支援を深掘り

≪法人税・所得税≫
割増償却 5年間50% (50%)

≪登録免許税≫
1.5/1000：H23年度 (3.0/1000)
2.0/1000：H24年度 (3.0/1000)

≪不動産取得税≫
1/2控除 (1/5控除)

≪固定資産税≫
5年間1/2控除 (2/5控除)

※括弧内は都市再生緊急整備地域内の特例率

都市再生緊急整備協議会

- 都市再生緊急整備地域における市街地の整備に関する協議を行うため、都市再生緊急整備地域ごとに組織することができる国・地方・民間による官民連携の協議会。
- 協議会は、特定都市再生緊急整備地域の整備計画を作成することができる。

- ➔ **・官民連携(PPP)の場の提供**
- ・民間の都市開発プロジェクトと公共の周辺インフラ整備を、時機を併せて実施**

協議会の構成員

(1) 国の関係調整機関等の長【法第19条第1項】

- ①国の関係行政機関の長のうち本部長(=内閣総理大臣)
- ②本部長の委嘱を受けたもの(=各省大臣)
- ③関係地方公共団体の長(=都道府県知事・市町村長)

(2) 独立行政法人の長等【法第19条第2項】

- ①独立行政法人の長
- ②特殊法人の代表者
- ③地方公共団体の長その他の執行機関(関係地方公共団体の長を除く。)
- ④地方独立行政法人の長
- ⑤都市再生緊急整備地域内において
都市開発事業を施行する民間事業者
- ⑥都市再生緊急整備地域内において
公共公益施設の整備若しくは管理を行う者

地方公共団体

国

民間事業者



整備計画制度の創設

- 国が国際競争力の強化のための戦略を示しつつ、国・地方公共団体・民間事業者の三者で合意形成を図りながら、特定都市再生緊急整備地域におけるプロジェクトの実施計画（整備計画）を協議会が策定。

➡ **官民連携による、スピード感を持った着実な国際競争拠点の整備を実現**

整備計画の内容

- 記載事項
 - ・国際競争力強化のために必要な事業について、「事業内容」「実施主体」「実施期間」
 - ・インフラの適切な管理 等
- 事業の実施主体は、計画に基づき事業を推進

整備計画の作成・事業実施の流れ

特定都市再生緊急整備地域の指定(政令)

都市再生緊急整備協議会の立ち上げ

協議会において整備計画について協議

整備計画作成

迅速・確実な事業実施

整備計画に基づく特例

- 民間都市開発プロジェクトの許認可等の手続をワンストップ化
- 民間都市開発プロジェクト実施に必要な都市計画決定の迅速化
- 下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和

整備計画に関連する予算措置

- 整備計画に定められた都市拠点インフラ(国際空港へのアクセス改善等)への補助制度を創設

札幌駅・大通駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会規約（案）

（設置）

第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき、札幌駅・大通駅周辺地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

（目的）

第二条 協議会は、札幌駅・大通駅周辺地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 北海道知事
- 三 札幌市長
- 四 法第十九条第二項の規定に基づき、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等

（協議会の会長）

第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

（会議の構成）

第五条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、法第十九条第七項の規定に基づき、第三条に掲げる者又はこれらの指名する者をもって構成する。

（会議の議長）

第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。

- 2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第七条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じ会議の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- 3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

(議事)

第八条 議長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 5 議長は、会議の議決の結果について、速やかにこれを公表する。

(書面による議事)

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第十条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第十一条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第十項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
 - 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
 - 二 北海道知事
 - 三 札幌市長

四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした者

- 3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。
- 4 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 5 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
- 6 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 7 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。
- 8 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。
- 9 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する。
- 10 部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。

(幹事会)

第十三条 会議、又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整等を行うため、別に定めるところにより、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

- 2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。
- 3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。

- 2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成二十四年 月 日から施行する。

札幌駅・大通駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会 構成員名簿（案）

（敬称略）

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
の だ よし ひこ 野 田 佳 彦	内閣総理大臣	
かわ ばた たつ お 川 端 達 夫	地域活性化担当大臣	
まえ だ たけ し 前 田 武 志	国土交通大臣	
◇地方公共団体		
たか はし 高 橋 はるみ	北海道知事	
うえ だ ふみ お 上 田 文 雄	札幌市長	
◇独立行政法人		
お がわ ただ お 小 川 忠 男	独立行政法人都市再生機構 理事長	
◇民間事業者		
こも だ まさ のぶ 菰 田 正 信	三井不動産株式会社 代表取締役社長	
しま だ しゅん ぺい 島 田 俊 平	石屋製菓株式会社 代表取締役社長	
たね はた とおる 種 畑 徹	株式会社北海道熱供給公社 代表取締役社長	
こし やま はじめ 越 山 元	札幌駅前通まちづくり株式会社 代表取締役社長	
ひろ かわ ゆう いち 廣 川 雄 一	札幌大通まちづくり株式会社 代表取締役社長	

◇オブザーバー		
た なか しげ あき 田 中 重 明	札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合 理事長	
うえ だ ふみ お 上 田 文 雄	札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発準備組合 理事長	

**札幌駅・大通駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会
会議構成員名簿（案）**

（敬称略）

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
いずみひろと 和泉洋人	内閣官房 地域活性化統合事務局長	（代理） 参事官 木谷 信之
もりたやすし 森田康志	国土交通省 北海道開発局事業振興部長	
いとうのりお 伊藤範夫	国土交通省 北海道運輸局鉄道部長	（代理） 計画課長 滝沢 敦
◇地方公共団体		
たけだじゅんいちろう 武田準一郎	北海道 建設部長	（代理） まちづくり局長 浦本 元人
あきもとかつひろ 秋元克広	札幌市 副市長	
◇独立行政法人		
えのもとたいら 榎本平	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 第7エリアマネージャー	
◇民間事業者		
しみずひろゆき 清水弘之	三井不動産株式会社 北海道支店長	
しんやせつお 新谷節夫	石屋製菓株式会社 取締役	
いしくらあきお 石倉昭男	株式会社北海道熱供給公社 常務取締役	
しらとりたけし 白鳥健志	札幌駅前通まちづくり株式会社 取締役	
ひろかわゆういち 廣川雄一	札幌大通まちづくり株式会社 代表取締役社長	（代理） 取締役統括部長 服部 彰治

◇オブザーバー		
たなかしげあき 田中重明	札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合 理事長	
たしろまこと 田代真琴	札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発準備 組合 事務局長	

※都市再生特別措置法（平成十四年四月五日法律第二十二号） 抄

（都市再生緊急整備協議会）

第十九条 国の関係行政機関の長のうち本部長及びその委嘱を受けたもの並びに関係地方公共団体の長（以下「国の関係行政機関等の長」という。）は、都市再生緊急整備地域ごとに、当該都市再生緊急整備地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議（特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域にあつては、当該協議並びに次条第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整）を行うため、都市再生緊急整備協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 国の関係行政機関等の長は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、独立行政法人の長、特殊法人の代表者、地方公共団体の長その他の執行機関（関係地方公共団体の長を除く。）、地方独立行政法人の長、当該都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者又はこれらの者及び国の関係行政機関等の長以外の者であつて当該都市再生緊急整備地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者（第七項において「独立行政法人の長等」と総称する。）を加えることができる。

7 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、国の関係行政機関等の長並びに第二項及び前項の規定により加わつた独立行政法人の長等又はこれらの指名する職員をもって構成する。

10 会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 協議会の庶務は、内閣官房において処理する。

12 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（整備計画）

第十九条の二 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る協議会は、地域整備方針に基づき、特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成することができる。

3 整備計画は、国の関係行政機関等の長及び前項第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとする。

（整備計画に記載された事業の実施）

第十九条の三 整備計画に記載された事業の実施主体は、当該整備計画に従い、事業を実施しなければならない。